

大田市告示第19号

大田市営住宅民間賃貸住宅家賃補助要綱（令和6年大田市告示第108号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月3日

大田市長 楫野弘和

第2条第1号中「所有者と賃貸借契約により、賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。」を「これを市が借上げ、次号に規定する入居者に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。」に改める。

第9条を第11条とし、第5条から第8条までを2条ずつ繰り下げる。

第4条第2号中「別表」を「別表第3」に、「1,000円未満は切り捨てる」を「その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。」に改め、同条を第6条とする。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（設置及び管理期間）

第3条 借上賃貸住宅の名称、所在地、構造、管理住戸及び管理期間は、別表第1のとおりとする。

（住宅使用料）

第4条 借上賃貸住宅の毎月の住宅使用料は、別表第2のとおりとする。

別表を削り、附則の次に次の3表を加える。

別表第1（第3条関係）

名称	所在地	構造	管理住戸	管理期間
山内アパート	大田市大田町大田 口1183番地1	木造瓦葺 平屋建て	3号室	令和7年3 月1日～令 和9年2月 28日まで

別表第2（第4条関係）

名称	住宅使用料（月額）
山内アパート	1戸あたり38,000円

別表第3（第6条関係）

入居期間	率
1年以下	6分の5
1年を超え2年以下	6分の4
2年を超え3年以下	6分の3
3年を超え4年以下	6分の2
4年を超え5年以下	6分の1

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

大田市長 様

住所
氏名
(市営 住宅 号)

民間賃貸住宅家賃補助交付申請書

大田市営住宅からの移転にかかる大田市営住宅民間賃貸住宅家賃補助要綱第5条の規定により、家賃補助を申請します。

記

1. 新たに借りる住宅の住所・名称等

住 所：
名 称：

2. 月額家賃 円

3. 契約不動産業者

業者名：
住 所：

4. 入居（予定）日

年 月 日

※添付書類

・賃貸契約書の写し

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

大田市長

民間賃貸住宅家賃補助交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった家賃補助について、大田市営住宅民間賃貸住宅家賃補助要項第8条の規定により、下記のとおり決定する。

記

1. 交付決定額
月額 円
2. 対象住宅
所在地：
名称：
3. 家賃補助期間
年 月分から 年 月分まで

（備考）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大田市を被告として（訴訟において大田市を代表する者は大田市長である。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

附 則

この告示は、令和7年3月3日から施行し、令和7年3月1日から適用する。